



安まち通信

令和4年2月7日

大阪府安全なまちづくり推進会議

第 12 号

重要!

銃刀法改正により、クロスボウ(通称:ボウガン)の所持が、許可を受けた場合等を除き、**禁止**されます。

令和4年3月15日から施行

クロスボウ所持禁止

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります!
令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。

どんなクロスボウが規制対象になるの?

規制対象となるのは、矢の運動エネルギーが6.0J以上となるクロスボウです。
いわゆるピストルクロスボウを含め、市販されているクロスボウは基本的に規制対象となります。

無償で処分します!

廃棄する場合には最寄りの警察署に持ち込んで下さい。
無償で処分します。



詳細は警察庁ホームページにて

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

許可制に!



近年、クロスボウが使用された凶悪事件が相次いで発生したことを受け、令和3年6月16日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布され、令和4年3月15日から施行となります。

施行日以降、クロスボウの所持が原則禁止となり、今後は許可制となります。
なお、クロスボウを不法に所持した者は、罪(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)に問われることとなります。

Twitterで地域安全センターの活動を紹介してます



【公式】大阪府治安対策課

@osaka_chiantai

フォローする

